



1 駒込地区防災まちづくりの会について

平成30年度より、駒込地区（駒込六丁目及び七丁目）にお住まいの方にお集まりいただき、まちづくり懇談会を開催してまいりました。

そして、「駒込地区防災まちづくりの会」設立に向けて準備しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、前回ニュース発行時点から変わらず、発足を見合わせております。

会が発足できる状況になりましたらあらためてお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

なお、本会は、区が主催者として、駒込地区の防災性と総合的な居住環境の向上を目指し、まちづくりを推進してまいります。



2 不燃化特区制度の助成について

豊島区では、駒込地区の不燃化の促進をするために、地区内では老朽建築物の建替えや除却に要する費用の一部を助成しています。この制度は令和2年度までの期間限定で運用していましたが、取組期間が令和7年度まで5年間延長されました。

戸建建替え促進助成及び老朽建築物除去助成の際、解体工事着工前に事前の審査・認定が必要です。

また、建替えの場合は、建物の工事が完成し登記まで行う必要があります。

以上に加え、令和7年12月26日までに助成金交付申請書の提出が必要ですので、建替えや老朽建築物除去をご検討されている方は区までご相談ください。

不燃化特区制度パンフレット（令和3年4月）

助成を受けるために必要となる書類や手続きの流れなど詳しく記載したパンフレットをご用意しております。

建替えや老朽建築物除去をご検討されている方は必ずご一読ください。

パンフレットは駒込地区に全戸配布しております。

お手元に無い場合は、豊島区役所6F地域まちづくり課窓口にございます。

表

裏

※ 不燃化特区の助成対象地区は裏面をご覧ください。

